

# 呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業実施業務委託仕様書

## 1 事業名

呉市未来へ羽ばたけ！大学進学応援事業実施業務

## 2 目的

この事業は、一定の所得水準を下回る家庭等の高校生に、大学受験のための学習機会を提供する事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、経済的な理由など家庭環境によって将来の夢を諦めることなく、希望する大学に進学できるよう支援することを目的とする。

## 3 実施場所

呉市中央地区（呉市が指定する公共施設）

## 4 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 5 事業の対象者

本市に住民登録がある高校生であって、その高校生の属する世帯の所得が市の定める所得水準を下回る者のうち学力判定テストの結果等により選考された国公立大学、難関私立大学等へ進学を目指す高校生（人数はそれぞれ概ね高校1年生を5人、高校2年生を10人、高校3年生を15人）とする。

## 6 業務内容

### (1) 学力判定テスト及び親子面談の実施（対象者選考時）

#### ア 学力判定テストの実施

対象者を選考するための学力テストを実施すること。なお、採点后、学年別の成績一覧表を作成し、呉市へ提出すること。

#### イ 親子面談の実施

学力判定テストと同日又は別日に、学力判定テストを受けた者とその保護者の面談を実施すること。この面談は、本人及び保護者に進学する意志（進学させる意志）があるかの確認を行うことを趣旨とする。

### (2) 大学受験のための学習支援

学習支援を行う教科は数学及び英語の2教科とする。また、対象者の学力レベルに合わせた指導を行うこと。

### (3) 模擬試験の実施（年1回以上）

志望校判定のため、模擬試験を実施すること。模擬試験の試験科目については志望校判定に必要な科目数を受験すること。

(4) 進学にかかる三者面談（年1回以上）

模擬試験の結果を基に、対象者、保護者及び対象者の学習状況を把握している講師による三者面談を実施すること。

(5) 大学受験のために必要な受験情報の提供

対象者及び保護者へ受験に必要な情報を細かく提供すること。

(6) その他

委託額（限度額）の範囲内で提供できる目的達成のために必要なその他の支援

## 6 スケジュール

	令和6年度	令和7年度以降
契約期間	← 支払 ● 支払 ● 支払 ● 支払 ● 支払 ● 支払 ● 支払 ● → 令和6年6月下旬（予定）～令和9年3月31日	
学力判定テスト及び親子面談	● 8月上旬	● 5月中旬
学習支援	令和6年10月開始 → 新年度決定の高校生は 毎年度7月から開始	
模擬試験	●	●
三者面談	●	●
受験情報の提供	必要に応じて随時 →	

### ※1 学習支援について

高校3年生の受講は2月末までとするため、3月から翌年度6月（新年度からの対象者決定）までの4ヶ月間は繰り上がった者のみ（最大15名）が学習支援の対象者となる。

### ※2 模擬試験及び三者面談について

年1回以上実施することとしており、開催時期及び回数については指定しない。（スケジュール内の時期は例として示している。）

## 7 事業の実施方法

### (1) 開催日及び開催時間

原則、週1回開催し、1回あたり2時間とする。なお、夏休み等の長期休暇期間中は1回あたり4時間とする。また、開始時間は対象者が参加しやすい時

間帯とする。

(2) 年間実施時間（いずれも模擬試験実施日を除く。）

	高校1年生	高校2年生		高校3年生	
令和6年度	52時間	52時間		44時間	
令和7年度	84時間	新規	84時間	新規	76時間
		継続	108時間	継続	100時間
令和8年度	84時間	新規	84時間	新規	76時間
		継続	108時間	継続	100時間

(3) 職員の配置

次の職員を配置すること。

① 運営責任者 1名以上

職員を総括し、業務全体の企画・進捗管理、問い合わせ対応等を担当する。

② 講師 対象者4名に対し1名以上

大学受験のための学習支援及び必要な受験情報の提供、その他必要な支援を行う。

なお、対象者選考時の学力判定テスト及び親子面談、進学にかかる三者面談については、必要に応じた人数を配置すること。

(4) 教材の選定及び配布

学習支援で使用する教材については、大学入学共通テストの受験を想定し、事業受託者が選定し、対象者へ配布すること。

(5) 対象者の募集及び決定

本事業の対象者の募集及び決定は、呉市が行う。

8 収集情報等の権利の帰属

本事業の運営にあたって収集した情報、分析データ等の一切の権利は委託者である呉市に帰属し、事業受託者が無断で流用してはならない。

9 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

10 その他

本仕様書に定めのないもの又はより難しい事由が生じた時は、速やかに市と協議を行い、その指示に従うこと。